

日本ポー学会会則

一部改正 2008年9月21日
2010年9月18日
2016年9月10日
2019年9月7日

第一条 本会は日本ポー学会（The Poe Society of Japan）と称し、事務局を事務局長の所属する勤務先の所在地に置く。

第二条 本会はエドガー・アラン・ポーの文学を中心に、広くアメリカン・ルネサンスおよび時代を超えた世界の文学と文化を研究すること、またその研究成果の発表を通じ、会員相互及び内外学会との交流をはかることを目的とする。

第三条 本会は第二条の目的を達成するため次の事業をおこなう。

1. 研究会と講演会
2. 年次大会
3. 機関誌の発行
4. 会報（ニューズレター）の発行
5. 内外の関連学会との連携・協力
6. ホームページの運営
7. その他必要と認められる事業

第四条 本会の主旨に賛成し、事務局に入会申し込みをし、役員会で承認されたものは本会の会員とする。会員は入会時、年会費を納入することとする。

第五条 年会費は一般会員は 5,000 円とする。学生会員（授業料を支払い学籍のある者。研究生などは除く）は 3,000 円とする。また 20,000 円以上納入する者を賛助会員とする。会費納入は振替用紙にておこなう。退会時は事務局に申し出ることとする。

第六条 本会に次の役員を置く。役員は任期は 3 年とし、重任を妨げない（2 期 6 年までとする）。

顧問若干名、会長 1 名、副会長 2 名、事務局長 1 名、理事若干名、事務局幹事（ホームページ管理者を含む）若干名、大会運営委員長 1 名、大会運営委員若干名、学会誌編集委員長 1 名、学会誌編集委員若干名、国際広報委員若干名、国際渉外委員 1 名、会計監査 2 名。

1. 顧問は本会の重要事項に関し、アドヴァイスをおこなう。顧問は役員会の議を経て、総会においてこれを報告了承する
2. 会長は本会を代表し、会務を統括する。会長は役員会の議を経て、総会においてこれを選出する。
3. 副会長は会長を補佐し、会長に支障があった場合その職務を代行する。副会長は

役員会の議を経て、総会においてこれを選出する。

4. 役員は役員会を構成して、会の運営にあたる。
5. 事務局長は事務局を統括し、本会に関する会務を執行する。事務局長は役員会の議を経て、総会においてこれを選出する。
6. 理事は本会の運営に参画する。理事は役員会がこれを選任し、総会に報告する。
7. 事務局幹事は事務局長を補佐し会計、ホームページ管理、メーリングリスト管理など会務を執行する。事務局幹事は、事務局長がこれを選任し、役員会の承認を得る。
8. 大会運営委員会は、大会に関する重要事項を審議決定し、大会に関する会務を執行する。大会運営委員は、役員会の議を経て、総会でこれを選出する。大会運営委員長は委員の互選とする。
9. 学会誌編集委員会は、機関誌の編集をおこない、機関誌発行に関わる会務を執行する。編集委員は、役員会の議を経て、総会でこれを選出する。編集委員長は委員の互選とする。
10. 国際広報委員は、国際的な研究情報を会員に配布し、日本のポー研究書誌、大会プログラムなど本学会情報の国際的広報情報を作成配布する。国際広報委員は役員会の議を経て、会長が委嘱する。
11. 国際渉外委員は、国際学会との連携推進のため、国際広報委員と協力して、実務を遂行する。国際渉外委員は役員会の議を経て、会長が委嘱する。
12. 監査は財務と事務執行状況を監査する。監査は役員会の議を経て、会長が委嘱する。

第七条 本会は原則として毎年一回総会を開く。

附則

1. 本会則は 2007 年 5 月 18 日より実施する。
2. 本会則は 2008 年 9 月 21 日より実施する。
3. 本会則は 2011 年 4 月 1 日より実施する。
4. 本会則は 2017 年 4 月 1 日より実施する。
5. 本会則は 2020 年 4 月 1 日より実施する。